二　当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。

五　当該業務を委託した少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

**第二百十一条の三十三**　第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条（第一項第一号を除く。）及び第五十四条の二から第五十四条の三の二までの規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、同条第一項第三号中「の特定関係者」とあるのは「の特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この項及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、同条第二項中「保険持株会社」とあるのは「少額短期保険持株会社」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、同条第一項中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と読み替えるものとする。

（少額短期保険業者による少額短期保険業者グループの経営管理の内容等）

**第二百十一条の三十五の二**　法第二百七十二条の十四の二第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　少額短期保険業者グループ（法第二百七十二条の二第一項に規定する少額短期保険業者グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配又は基金の管理及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における少額短期保険業者グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

**第二百十一条の三十三**　第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条第一項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

［条を加える。］